⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（○○地区）設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、当該構成員が４⑴②の条件を満たすことが必要である。

6　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（○○地区）△△・××設計共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（中部近畿１地区）ほか１件に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年２月16日

国土地理院長　飛田　幹男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名

①　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（中部近畿１地区）

②　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿中国１地区）

⑶　業務内容　本業務は、航空レーザ計測を実施し、１ｍグリッドデータを作成するとともに、基盤地図情報数値標高モデル５ｍメッシュ、三次元点群データの整備を行うものである。

⑷　履行期間

①　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（中部近畿１地区）令和５年３月20日

②　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿中国１地区）令和５年３月13日

2　申請の時期

令和４年２月16日から令和４年４月１日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和４年４月４日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和４年２月16日から国土地理院総務部契約課調査係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（○○地区）設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土地理院長）に示す項目について、総合点数を付与し、設計共同体として資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　「令和３・４年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「写真測量」の認定を受けている者であること。

③　測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。

④　国土地理院長から指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者に該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（○○地区）設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（○○地区）設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（○○地区）設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、当該構成員が４⑴②の条件を満たすことが必要である。

6　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（○○地区）△△・××設計共同体」とする。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年２月16日

国立大学法人東京農工大学学長　千葉　一裕

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第４号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22

⑵　導入計画物品及び数量　放射線治療装置　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　令和５年度10月

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A．Ｘ線の線量率は、最大値が500～850cGy／minレベルの機種であること。

B．治療計画用のＣＴスキャナ装置の使用が考慮されており、治療室内または治療室外にかかわらず、高精度かつ安全に使用できる構成であること。（一体型または外部設置も問題ない）

C．画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）用のキロボルトイメージング装置を有すること。

D．三次元治療計画装置を有すること。